

四日市市告示第 21 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法16条第2項の規定により、四日市都市計画地区計画の変更（川北工業地区地区計画の決定）を行うにあたり、四日市市都市計画まちづくり条例（平成19年四日市市条例第52号）第7条の規定に基づき次のとおり告示し、当該都市計画の原案を公衆の縦覧に供する。

令和3年1月27日

四日市市長 森 智広

1. 都市計画の種類及び名称

種類：四日市都市計画地区計画

名称：川北工業地区地区計画

2. 都市計画を定めようとする土地の位置及び区域

位置：四日市市川北町地内

区域：都市計画図書において表示する

3. 都市計画の原案の縦覧場所

四日市市諏訪町1番5号

四日市市都市整備部都市計画課

4. 縦覧期間

令和3年1月27日から令和3年2月10日まで

（土曜日、日曜日を除く）

5. 意見書の提出について

当該都市計画の原案について意見書を提出しようとする者（地区計画区域内に権利を有する者）は、所定の様式に基づき令和3年2月10日までに、四日市市諏訪町1番5号 四日市市都市整備部都市計画課へ提出してください。

（都市整備部都市計画課）